



定價一銀

公私雜報
第二號

翻不
刺許

西垣文庫
文庫 10
7290
2



持 文庫10
7290
2

伏景

迷子まひご 欠落かちおち 落物おちもの 心ろひ物 盗ぬすまをた

及び諸賣もの等を多く廣く世に弘め或は問う便りを得たきり少くも遠慮なく其よりくの書林又を繪草子屋に事がくを委しく書きたるしに遣をして其の速に出版しゅつぱんしる四方に告ぐ知らせ申を多くし

辰四月
公私雜報會社

西垣文庫

公私雜報第二節

公私雜報第二節

慶應四年四月廿九日

○去る十一日法軍艦脱走し付總督より左之法書付勝安房守之と持来り法軍艦引戻しし出張せり

軍艦引渡一条に付る水夫迄由り出趣り立一々法許容にお成期日に至り逃去り以次才欺罔の罪を重征夫のこゝろ格別之法仁惠を以て寛典之御所置て成下の慶水泡とて成行を勿論の事とい就而る海軍先鋒よりてお意軍艦

を委しく以得共其責難免に右振々次第にお成
而之實に徳川家名々勿論萬國の賊艦と相成
次第不便の至りよ依之早く品海へ乗戻し
官軍に引渡りて往事に更に法咎ふお成に右大
久保一翁勝安房に法委任に 仰付にる一同尽
力以多しに振て申付に事

四月

東海道

先鋒總督府

田安中納言殿

右書付持叅勝安房守法軍艦品川海に引戻し

お成に及付左の法書付總督府より出る

軍艦の養ひ度々相達に通り一事不擧よにへ者
恭順之道も悉くたる瓦解時機よに法所置振一
結局の奏聞も不仕為調次第よに勿論兵艦銃器
を必を兵力を以て 天朝に不相迫^ラ实效を表し
以訳よに慶軍艦奉行榎本和泉主家と思ふ至情
感心の多よにる願意お貫に振法尽力に法成下
以就る其 四艦に其海に被下よに付其餘四
艦急速 朝廷に上振 大總督法沙汰に条
以段お達に事

東海道先鋒

總督 印

副將 印

田安中納言殿

○
 此程淺草田甫の六郷の屋敷に旅宿お成居い
 勅使上野山内に旅宿替は度旨より官軍方
 より東叡山に掛合大砲等引入せらるし慶日光
 宮様は承知より其こと遂に止むたり 官軍
 方上野を圍むこと十九二十廿一都合三日あり

其時山下三橋の欄杆に左の張札とせらる者あり

昨日以来東叡山に 官軍とおえへ大砲小銃を
 以て何々法應接の法摸板石に如何の法主意を
 お分り兼ひ共日光御門主様は對し兵力を以
 て引合は成ひ多し 王師の法主意はお背き
 實に粗暴の法舉動より併近國迄に擾亂の風聞
 も有之ゆに付 勅使の法方と要所は西楯籠之
 法用意の法有之ゆに共虚威を張る無勿体も
 皇族の御方加之法レカクニナラズ法體の法身は迫り奉るに勤

王の名を假りて國を私するにあらざる有志の徒
竊に疑惑を抱きりて依りて段々忠告申上候以
上

四月二十日

道路盲人

右の書附張をたつ翌日 官軍陣を解き去る
聊感せし處ありしや

○雜說

三十七八才位

右の者或る酒家より酩酊の上大村の兵士と諍

論及し 官軍の合印旗の小旗をとり去り其後
乃路に醉臥志多しと 官兵の巡邏マハルに又付く
是の屯所ツボありて懐中を改らせしお彼の錦のき
れ五六枚出しらば多むづらしくお成り既に一
命より拘る處をその不格別寛大の取ららうひよ
り多分にお成り

○京都議事所ありてお成り蝦夷地

見ゆ

蝦夷地は開拓の法僉議に付くを先づ公卿方の
内より開拓は當志の法方への掛りと 命なは

此方は法生涯の精力を蝦夷地より紅毛の志
より追て其筋の素より其向の巧者へ腕
を講習するを又外より大諸侯の内より概先
を以て 命は法惟も右公卿と月や家臣も其
十分の心力を尽し是非成功を期し極有之友
に此根底を以確定の上鎮撫使と反覆に討論し
相成ると迄也

朝廷より其後援するに在りて其の御廟筭お立の上
法炭遣にお成いとも 不然式に其なは当時法一
新の機會に任せしを唯一手の鎮撫使の法指

立にお成いより法成功無免束のちありて魯西
亞人雜居の土地よもいへる却る後害を醸し
やりの系も有之のと顧念仕以上

三月

中根雪江

○御觸書

銅錢之儀當時各國お場法斟酌之上自今一文を
以て鑄錢六文に通し以振出 仰出の事

右者是まご其位ひ當を得ざるを以て動も其
を奸商ども異邦に輸出以多し其系も有之
依り速に海内に告布 仰付の事

三月

大政官

